

# 浄化槽を市へ寄附することができます

赤字: 追記, 変更箇所

## ○ 寄附浄化槽の対象区域

公共下水道の事業認可区域, 農業集落排水事業の採択区域を除いた区域(下水道が整備されないまたは整備に相当の期間がかかる区域)であり, 下記の条件に合うものが対象となります。この区域内であれば, 以前に個人で設置した浄化槽を市へ寄附することができます。寄附を受けた浄化槽は, 公設浄化槽と同様に大崎市が維持管理を行います。

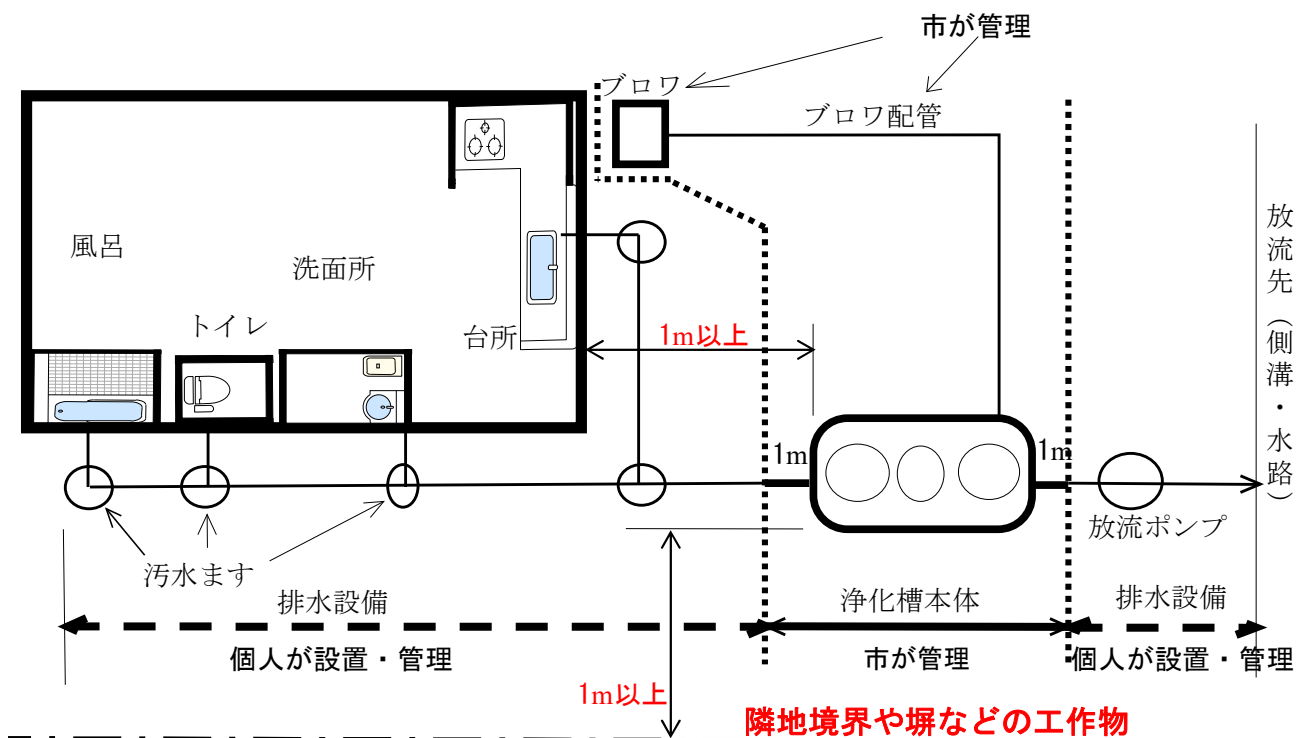
\* 浄化槽・・・トイレのし尿, 台所やお風呂, 洗濯排水などの生活雑排水を合わせてきれいに処理する浄化槽で, トイレのし尿だけを処理する単独処理浄化槽は対象となりません。

## ○ 寄附の対象となる浄化槽

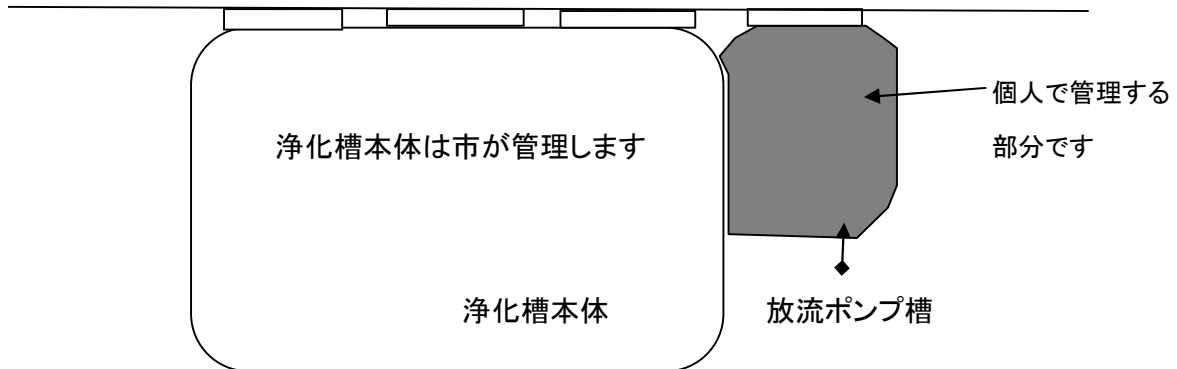
- ①戸建ての一般住宅, 集落の集会所並びに延べ面積及び算定人槽区分の2分の1以上が住宅である兼用住宅に設置されている浄化槽であること(賃貸や事業所等は対象になりません)。
- ②公設浄化槽本体から建築物(土地に定着していない物置等を含む。), 塀等の工作物, 立木等及び敷地境界線までの間を1メートル以上確保できること。
- ③道路等から公設浄化槽設置場所までの間に, 工事用車両等の通行のために盛土等が必要となる高低差等がなく, 当該車両等が通行可能な幅として2メートル以上の幅員を確保できること。
- ④浄化槽法第7条又は第11条に規定する検査の総合判定が「適正」であること。
- ⑤環境省関係浄化槽法施行規則第6条第2項に規定する保守点検の回数(4か月に1回以上)を遵守し, かつ, 点検結果に要改善又は要修理項目がないこと。

## ○ 市町村型浄化槽整備事業の管理区分

市が維持管理を行うのは, 浄化槽本体とプロウの部分です。浄化槽までの配管と浄化槽からの配管, 放流ポンプ等はこれまでどおり個人で管理する部分です。



## 管理区分図



### ○ 排水設備以外で個人が負担する経費

#### ① 浄化槽使用料(下水道使用料と同額です)

使用した水道水量に応じた浄化槽使用料が毎月かかります。水道料金と一緒に賦課、徴収されます。  
(井戸水使用の場合は、別途メーター器を付けて料金が算出されます)。

#### ② ブロウ運転に係る電気料金

ご家庭のコンセントを使用させていただきますので、電気料金の負担をお願いします。

#### ③ 浄化槽清掃時の水道料金

年に1回浄化槽の清掃時に汚泥の抜き取りを行います。その後、浄化槽に水を張らなければなりません。  
その際には水道水(井戸水)を利用させていただきますので、費用負担をお願いします(3.0m<sup>3</sup>前後)。

#### ④ 浄化槽設置の土地

浄化槽を設置する土地は、大崎市が無償で借り受けますのでご了承願います。

**\* 浄化槽の保守点検、年に一回の浄化槽清掃、年に一回の法定検査は大崎市が業者へ委託するので、個人での契約や支払いなどは必要ありません。ただし、トイレの詰まりや放流ポンプの修理など排水設備の清掃や補修は個人負担となりますのでご留意願います。**

### ○ 浄化槽使用料

汚水の種別	一般汚水	税込み	参考 使用料
基本使用料	汚水量10m <sup>3</sup> まで	1,540円	15m <sup>3</sup> 2,640円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	汚水量11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	220円	20m <sup>3</sup> 3,740円
	汚水量21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで	253円	25m <sup>3</sup> 5,005円
	汚水量51m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> まで	286円	30m <sup>3</sup> 6,270円
	汚水量500m <sup>3</sup> を超えるもの	253円	35m <sup>3</sup> 7,535円

\* 個人管理でかかる費用と浄化槽使用料の費用負担を比較の上、ご検討ください

## ○ その他留意事項

- ◇ 市に寄附申請書を提出する前に、すでに委託している浄化槽保守点検業者に浄化槽を市へ寄付する意向を事前に伝えてください。  
(寄附申請書一式を提出後、寄附採納が決定した時点で、契約解除の手続きをしていただきます)
- ◇ 寄附申請書類の提出は、保守点検業者委託契約完了期日の1か月前にお願いします。  
(保守点検業者委託契約解除後の申請は受け付けできません)
- ◇ 寄附を受ける浄化槽は、適正な維持管理が行われておりかつ、本体や処理性能に異常がないものに限ります。異常がある場合は、修理等の対処をしていただいてから寄附を受け付けます。
- ◇ 市が浄化槽の寄附を受けるおおよそ1か月前に、浄化槽の清掃をお願いします。保守点検業者から清掃済みの証明書をもって提出してください(前回の清掃から経過した日数により、全量引き抜きか部分引き抜きとなります。全量引き抜きの場合はおおよそ2万5千円程度の費用となります)。
- ◇ 使用者の都合で浄化槽の移動、撤去等が生じた場合の必要経費は原因者負担となります。

## ○浄化槽の寄附申請手続きについて

### 必要な書類

#### 申請書

#### 浄化槽寄附申請書（様式第14号）

記入例を参考に記入してください。

#### 添付書類

#### ①浄化槽法第7条（11条）検査結果通知書の写し

浄化槽法定検査センターが行う検査結果（年1回）の通知書です。直近のものを提出ください。

#### ②浄化槽設置届出書の写し

浄化槽を設置する際に提出した届出書の写し（配置図や配管図が付いている場合は、その写しも一緒に提出してください）。

紛失した場合は、下記部署へ相談ください。

大崎市 市民協働推進部 環境保全課 生活環境担当

電話番号 0229-23-6074

#### ③浄化槽保守点検記録表

これまで委託していた管理業者の点検記録表です。直近1年間分を提出してください。

紛失した場合は保守点検業者へご相談ください。

#### ④・⑤浄化槽・排水設備の状態が把握できる図面（平面図及び縦断図）

建物からの排水経路と浄化槽の位置がわかる図面です。②の浄化槽設置届出書に図面が付いていれば、必要ありません。

無い場合は、浄化槽設置届出書を作成した施工業者等に相談してください。

#### ⑥使用者及び土地所有者の印鑑証明書

公設浄化槽の設置に関する契約の締結をする際に必要な書類となります。

（使用者と土地所有者が異なる場合は双方の印鑑証明書が必要です）。

#### ⑦浄化槽を設置している土地の登記事項証明書及びに公図の写し

土地の地番と所有者を確認するために必要な書類です。「資産証明書」の写しでも構いません。

・「資産証明書」「公図の写し」を添付する場合は、市役所納税課、市民課、各総合支所市民福祉課で交付を受けて下さい。

・「登記事項証明書」を添付する場合は、仙台法務局古川支局で交付を受けて下さい。

#### ⑧浄化槽を設置している土地の位置図

当該土地がどこにあるかを示す図面です。住宅地図に場所を示して下さい。②の浄化槽設置届出書に添付されていれば、必要ありません。